

# 令和8年度廿日市市認定こども園設置・運営事業者募集要項

## 1 趣旨

子育て家庭の保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、令和9年4月1日までに認定こども園を開設する事業者を募集します。

## 2 注意事項

- (1) 本募集要項に記載する事業は、令和8年度当初予算案が市議会にて議決された場合に執行が可能となります。市議会において本事業の予算が認められない場合は、募集内容の変更又は事業を中止します。
- (2) 事業者を選定した後であっても、国の補助金が措置されなかつた場合は、選定を無効とします。
- (3) 設置事業者として選定された後の施設計画概要書及び運営計画概要書の変更については、施設の実施設計や近隣への配慮を行う中で、予期し難い事象が生じたなど真にやむを得ないもので、選定時の評価に影響を与えないものに限り、本市と協議の上、認めます。ただし、重要な事項（設置場所、規模等）を変更する場合は選定の決定を取り消すことがあります。

## 3 募集区域及び施設数

- (1) 廿日市東区域（うち平良、原小学校区）

上記区域から1施設、選定するものとする。

※各中学校区の住所については、下記のURLをご覧ください。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/sitekosodate10290.html>

## 4 募集する施設の概要

(1)施設の種類	幼保連携型認定こども園
(2)施設の規模	定員90人以上120人以下とする。(0~2歳児の定員は、45人以上確保するものとする。)
(3)受入年齢	0歳児（生後57日目から）から小学校就学前まで
(4)運営開始日	令和9年4月1日（4月1日以前の開園を妨げるものではありません。）
(5)保育時間	午前7時30分から午後6時30分までの11時間開園を基本とし、30分以上の延長保育を実施すること。
(6)休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から1月3日まで

	(休日保育の実施を妨げるものではありません。)
(7)特別保育事業	障害児保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、延長保育事業 (実施する事業数に応じて審査上、加点します。)

## 5 建設補助について

廿日市市保育園等整備事業費補助金交付要綱に基づき、園舎を新設する際の建設補助について、次のとおり補助金を交付します。

(1) 幼保連携型認定こども園を新築する場合の補助制度は、社会福祉法人及び学校法人（開設までに認可する者も含む）が対象となります。

(2) 認定こども園用地の購入、整地等に関する補助制度はありません。

(3) 補助金の額

(例) 定員120人の場合（設計料加算、開設準備費加算、特殊附帯工事（保育所部分のみ）考慮）

補助対象経費＝園舎の整備に必要な工事費等（上限：5億円）の4分の3以内  
→ $5\text{億円} \times \frac{3}{4} = 3\text{億}7,500\text{万円}$ （補助上限）

※園庭、駐車場の整備工事費は対象外となります。

※補助金の計算方法など詳しくは、お問合せください。

(4) 建設工事入札時に、可能な限り、市産木材の利用に協力を要請する場合があります。

## 6 施設・職員配置等の基準について

(1) 施設基準

①園舎面積

次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

・下表の学級数に応じて定められた面積

学級数	面積
1学級	180m <sup>2</sup>
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$

・満3歳未満の園児数に応じて算出した、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積

②保育室等面積

・乳児室

3. 3m<sup>2</sup>に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じた面積

・ほふく室

3. 3 m<sup>2</sup>に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じた面積

・保育室、遊戯室

1. 9.8 m<sup>2</sup>に満2歳以上の園児数を乗じた面積

※保育室等の面積の算定については、有効内法面積とする。

③園庭面積

次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

・下表の学級数に応じて定められた面積又は3. 3 m<sup>2</sup>に満3歳以上の園児数を乗じた面積のいずれか大きい面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

・3. 3 m<sup>2</sup>に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じた面積

※園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けること。

④職員室、医務室、調理室、便所

定員に見合う設備及び面積を有していること。

⑤保育室等の設置に係る特例

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を2階に設置する場合は、次の要件を満たすこと。

・建築基準法に定める耐火建築物であること。

・保育室等が設けられている階に応じて、必要な避難用設備等が、それぞれ1つ以上設けられていること。

・園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

※その他、建築基準法、消防法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（広島県 平成26年10月9日 条例第41号）等の関係法令に適合する設備・施設であること。

(2) 職員配置基準

①保育教諭

- ・0歳児3人につき1人以上の保育教諭を配置すること。
- ・1歳児6人につき1人以上の保育教諭を配置すること。
- ・2歳児6人につき1人以上の保育教諭を配置すること。
- ・3歳児15人につき1人以上の保育教諭を配置すること。
- ・4歳児25人につき1人以上の保育教諭を配置すること。
- ・5歳児25人につき1人以上の保育教諭を配置すること。

- ・上記配置基準に加えて、クラス運営に必要な保育教諭、障害児対応保育教諭、標準時間認定の子どもがいる場合の保育教諭など給付費上必要な保育教諭を配置すること。

#### ②調理員

- ・定員41人以上150人以下のため、2人以上配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しなくてもよいものとする。

#### ③学校医等

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置すること。

**※その他、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（広島県 平成26年10月9日 条例第41号）に沿う体制とすること。**

## 7 運営費補助等

本市で、現在支給している経費と同水準の運営費を支給します。（公定価格の地域区分は、3/100地域となります。）

その他、次の運営費補助等を実施しております。詳しくは、お問い合わせください。

### （1）定員払い事務費制度

民間の認可保育所等に対し、配置基準に応じた保育士を配置していることを条件に、事務費単価に毎月1日時点の在籍児童欠員数を乗じた額を定員払い事務費として支給します。（支給対象期間は、4月～6月までの3ヶ月）

### （2）ICT化推進補助金

国の保育対策総合支援事業費補助金に基づき、登降園管理や、保育計画のシステム化を支援するため補助します。（基準額の3/4補助）

### （3）ほいくの未来応援補助金

市内の私立認可保育施設で、新たに雇用される常勤の保育士等に対し15万円、前年度から継続して雇用される常勤の保育士等に対し5万円を支給します。

## 8 応募資格

社会福祉法人又は学校法人で、以下の項目に該当することを条件とします。

- （1）児童福祉事業及び幼児教育に熱意と見識を有し、教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力等を有し、継続的に安定したこども園運営ができる者であること。
- （2）利用者及び地域との信頼関係を築くことができる者であること。
- （3）法令、通知等を十分に理解・遵守し、廿日市市の教育・保育行政について協力することができる者であること。

- (4) 認定こども園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (5) 廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第2条の規定により、廿日市市での一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は構成員の統制下にある者でないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きをしている者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした者ではないこと。
- (10) その他法令等の規定により、認定こども園の事業を運営することができない者でないこと。

## 9 スケジュール

日 程	内 容
令和7年12月9日(火)～	募集要項等配付（市HPからダウンロード可）
12月9日(火)～12月18日(木)	質問の受付、回答
12月25日(木)	応募の締め切り
令和8年1月13日(火)	ヒアリング審査実施
1月20日前後	事業者の決定
1月下旬以降	補助金協議申請手続き
4月	内示、補助金申請手続き
6月以降	改修工事着手
12月	新年度園児募集、認可申請書提出期限
令和9年2月中旬	入園児童決定
3月末	認可・確認
4月1日	開設・運営開始

## 10 募集期間

令和7年12月25日(木)午後5時まで（期限厳守）

### (1) 提出書類

提出書類は、別紙1「提出書類一覧表」のとおりです。正本1部及び副本4部を提出してください。

提出書類は、一覧表の順序に沿ってインデックスを貼ってください。

なお、応募に関して要した費用は、すべて応募者の負担とします。

### (2) 提出された書類の取扱い

提出いただいた書類は返却しません。また、提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本事業の報告等を行うために必要な場合は、応募者の許可を得た上で提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

- (3) 申請書類等は、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）の規定に基づき、非公開とする部分を除き公開する場合があります。

## 11 質問の受付及び回答方法

今回の募集に関する質問は、令和7年12月18日（木）午後5時まで受け付けます。別紙2「質問票（令和8年度廿日市市認定こども園設置・運営事業者募集）」により、電子メール又はファックスでこども課へ送付してください。来庁又は電話での質問は、受け付けません。

また、質問に対する回答は、事前ヒアリング参加者及び希望する者全員へメールで送付します。事前ヒアリングに参加しておらず、質問に対する回答を希望する場合は、別紙3「回答希望書」の様式を記入し、電子メールで送付ください。

## 12 運営事業者の選定

### (1) 選考方法

書類審査及びヒアリングによる審査を実施します。

### (2) 事業者の決定時期

令和8年1月20日前後（予定）

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に通知します。

### (4) その他

審査の結果、適切な事業者がいないときは、事業者を選定せず、再募集する場合があります。

また、次の場合は、次順位の事業者と交渉を行います。

ア 選定事業者が「8 応募資格」に該当しなくなったとき。

イ 選定事業者が辞退の申出をしたとき。

ウ 選定事業者との協議が不調となったとき。

## 13 問合せ先

廿日市市こども課企画推進係

〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号

電話：0829-30-9197 FAX：0829-30-9131

Eメール [kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp](mailto:kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp)